

医療機器修理業の申請・届出に係る添付資料

	業許可	新規 更新	登記事項証明書(六ヶ月以内・法人のみ) ※1	構造設備の概要一覧表	別紙						責任技術者		業許可証	備考	
					事業所の付近略図	事業所敷地内の建物配置図	事業所平面図	修理設備器具一覧表	試験検査設備器具一覧表	試験検査機関等利用契約書等写し※2	資格を証明する書類	雇用証明書			
申請	新規		◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎			
	更新			○	○	○	○	○	○	△			◎		
	修理区分追加・変更※5			△	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎		
	書換え交付												◎	※3	
	再交付												△		
変更届	薬事に関する業務に責任を有する役員		△												
	修理業者の住所・氏名		◎											※3 個人のみ※4	
	事業所の所在地・名称													※3	
	責任技術者										◎	◎			
	責任技術者の住所・氏名													※3	
	構造設備				◎		△	△	△	△	△				
	区分廃止														添付書類なし
休止・再開届														添付書類なし	
廃止届												◎			

◎：添付が義務付けられているもの（必須） ○：神奈川県で添付をお願いしているもの

△：必要に応じて添付するもの

※1 変更届の場合は変更内容の分かる登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）を添付してください。

※2 他の試験検査機関利用の場合のみ添付してください。原本を確認する場合があります。

※3 住居表示変更の場合、市区町村発行の通知書の写し又は証明書を添付してください。住居表示変更に伴う許可証の書換え交付手数料は無料です。

※4 住所または氏名の変更内容が確認できる書類を持参してください。

※5 責任技術者が従来の方と変わる場合は、別途変更届が必要です。

<注意事項>

- 神奈川県知事あて提出済み書類の添付を省略する場合は、備考欄に添付を省略した書類の名称、省略する書類を添付した申請等の種類、提出年月日及び許可番号を記載してください（登記事項証明書、責任技術者の雇用証明書についてのみ省略可）。

- 提出部数は原則として1部です。ただし、事業所所在地が県域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町以外）の場合、には2部（原本と写しを各1部）提出をお願いします。控えを1部準備してください。